

朝霞市市民協働指針を策定しました

市では、第4次朝霞市総合振興計画において「市民がつくり、育てるまち」をまちづくりの基本理念として定め、市民の皆さんと行政のパートナーシップによるまちづくりを目指し、さまざまな施策に取り組んでいます。

市民の皆さんと行政が共通認識を持って協働によるまちづくりを推進していくためには、協働の基本的な考え方や市民活動等に対する支援方策について定めた協働指針の策定が必要であると考え、平成19年10月に市民の方々を交えた朝霞市市民協働指針策定委員会を設置し、また、平成20年8月にはパブリックコメントを実施するなど、協働指針の策定に向けた検討を行ってきました。

このたび、策定委員会からの答申を基に、市として『朝霞市市民協働指針～パートナーシップによるまちづくり～』を策定しましたのでご報告します。

協働指針の内容(概要)

1. 協働の基本的な考え方

協働の定義・主体や協働の意義、協働の活動領域と責任、協働の形態、協働の5つの原則などを記述しています。

2. 本市の現状と課題

市と埼玉県の実施した調査の結果から、本市における市民活動団体等と行政との協働の現状と課題について分析し記述しています。

3. 協働の推進に向けて

「本市の現状と課題」で明らかとなった課題を踏まえて、協働を推進していくために必要な施策について記述しています。

協働の効果

- ・協働を推進することにより、市民の皆さんが、自らが暮らす地域社会を自らの手で作り上げていく住民自治の強化が図られます。
- ・協働による事業が推進されることにより、従来、行政のみでは対応が困難であった地域課題や市民ニーズについても、市民の皆さんの目線でのサービス提供が可能となり市民サービスの向上が期待できます。
- ・市民の皆さんと行政の協力関係が進展することにより、信頼関係の醸成が図られ地域社会の発展に寄与することができます。

市民と行政の協働指針(素案)に関するパブリックコメントの意見募集結果を公表します。

市民と行政の協働指針(素案)に関するパブリックコメントでは、市民の皆さんから多数の意見をいただきありがとうございました。いただいた意見に対して、朝霞市市民協働指針策定委員会で検討し「考え方」を取りまとめましたので、その一部をお知らせします。

意見募集結果の全文については、市ホームページに掲載しているほか、市役所市政情報コーナー、内間木支所、各出張所、各公民館、図書館(本館・北朝霞分館)で閲覧できます。

【実施結果の概要】

期間/平成20年8月15日(金)～9月16日(火) 33日間
提出者数/24人 意見数/280箇所

〔内訳〕

はじめに(1ページ)	13
1. 協働の基本的な考え方(2～9ページ)	111
2. 本市の現状と課題(10～11ページ)	19
3. 協働の推進に向けて(12～16ページ)	67
おわりに(17ページ)	2
その他	68

市民と行政の協働指針(素案)に関する意見の要旨と朝霞市市民協働指針策定委員会の考え方〔抜粋〕

ご意見の要旨		考え方
はじめに(1ページ)		
1	厳しい財政状況により「協働」の考えが生まれてきたとしているが、認識が違う。財政状況を削除し、書き直しを求めらる。	少子高齢化や高度情報化などの進展、市民の価値観の多様化、地方分権の推進ならびに国・地方の厳しい財政状況などの社会情勢の変化があり、それらの要因が密接に関連して、従来のように行政のみで地域の公共を支えていくことが難しくなっているものと考えています。そのような状況のなかで、さまざまな地域課題の解決や活力のある地域社会をつかっていくために、市民等と行政が役割を分担しながら取り組んでいく「協働」の考え方が生まれてきたものと考えています。
1. 協働の基本的な考え方(2～9ページ)		
2	市民が主体で行政は協役であると考えべきである。	協働の定義では、共通の目的を実現するためには、市民等と行政が対等の立場で連携・協力していく必要があると考えています。朝霞市市民協働指針策定委員会としては、まちづくりの主役はあくまでも市民の皆さんであると考えています。

ご意見の要旨		考え方
3	協働が進展しても、市民が行政に要望・要求し、行政がサービスを提供するという従来の関係も存続するはずであり、記述の見直しが必要である。	素案3ページの図については、協働のイメージおよび変化を理解するために記述したものであり、市民等と行政の協働が進展した場合でも、市民の皆さんからの要望等に対して行政がサービスを提供する関係がなくなるとは考えていません。協働のイメージ図については、意味がよりわかりやすくなるように変更します。
4	市民参加が行政サービスの担い手としてだけ語られていることが問題である。	協働を推進することにより、地域社会における住民自治の強化、また、事業等においても市民等の視点から細やかな対応が可能になるなど、さまざまな意義があるものと考えています。
5	公的権力の行使を伴うものは、協働の対象とすべきではない。	一般的に、法令に基づいて義務を課し、また権利を制限するような事務、禁止・認可・免除などの処分が伴う事務や法令自体において禁止されている事務などは、市民等と行政が協働して実施することが難しい事業と考えています。
6	自己責任とはどのような意味で使っているのか。また、行政の場合はどうのように考えているのか。表現の修正を求める。	市民等と行政が協働して事業等を実施する場合には、その事業の実施を相手方から強制されるような関係ではなく、その事業の必要性、妥当性また効果等を考慮したうえで決定すべきものであると考えています。また、決定された事項等については、市民等と行政の双方に、その役割に応じて負うべき責任が発生するものと考え記述しています。
2. 本市の現状と課題 (10～11ページ)		
7	協働に関するニーズが本当に高いのかどうか、記述が不足している。	市と埼玉県が実施した調査結果から引用しているため、このように記述しています。
3. 協働の推進に向けて (12～16ページ)		
8	職員の意識改革が必要である。	市民活動等の意義や役割について理解し、地域課題に対して問題意識を持ち、市民等と協働して改善に取り組んでいくように職員の育成や意識改革を行っていく必要があると考えています。
9	協働推進のための組織、機構に関する言及が無い。	市民等との協働に組織的に取り組むため、行政内部の推進体制の整備が必要であると考えています。
10	市民との協働を進めていくには、施策の計画段階からの市民参加が必要である。	行政が行う施策・事業の計画・実施から評価までの各段階において、その施策・事業の性格や段階に応じた市民参画を図るための仕組みづくりを行っていく必要があると考えています。
11	語尾が「…に努めていきます」と記述されているが、「含めます」や「努めます」に修正すべきである。	表現については、朝霞市市民協働指針策定委員会で議論した結果、原文のままとします。
おわりに (17ページ)		
12	指針改訂(更新)への言及が無い。	協働指針については、策定後に市民等と行政が具体的な活動を進め、実績を積み重ねるなかで、適時見直しを行っていく必要があると考えています。
その他		
13	策定方法の見直しを行い、市民が納得する協働指針を策定すること。	協働指針の策定にあたっては、今までにも、市民の皆さんで構成された市政パートナー会議での議論をはじめ、学識経験者、市民公益活動団体の代表者や公募の市民等で構成された朝霞市市民協働指針策定委員会で審議するなど、検討の段階に応じ市民の皆さんに参加していただき、意見を伺いながら検討を進めてきました。 さらに、パブリックコメントを実施することにより、広く市民の皆さんの意見をいただいたことで、十分意見を伺っていると考えています。
14	指針の内容が、心構えや気構え的な内容にとどまり、実効性に欠けている。	協働指針は、市民等と行政が共通認識を持って協働によるまちづくりを推進していくことができるよう、協働の基本的な考え方や市民活動等に対する支援方策などを示すために策定しています。